

大和高田市指令第 4 - 25 号

住 所 橿原市五井町187番地の2

氏 名 (株)NANBU

代表取締役 岩本 和代 様

一 般 廃 棄 物 処 理 業 に 関 す る 許 可 証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり
一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証する。

記

- 許可の有効期間 令和4年4月1日から
令和6年3月31日まで
- 事業の範囲
 - 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
(し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く。)
 - 処 理 区 分 収集及び運搬
- 区 域 大和高田市内
- 許 可 の 条 件
 - 大和高田市クリーンセンターへの月間搬入限度量 8.900トン
(年間搬入限度量 106.800トン)
 - 許可車両 奈良830ち・・29 奈良830ぬ・・70 奈良830つ・・37
 - その他 裏面のとおり

令和4年4月1日

大和高田市長 堀内大造

